

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT5355976

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT	
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME	
CONVEYING PARTY DATA		
Name		Execution Date
ALPS ELECTRIC CO., LTD.		01/01/2019
RECEIVING PARTY DATA		
Name:	ALPS ALPINE CO., LTD.	
Street Address:	1-7, YUKIGAYA-OTSUKAMACHI, OTA-KU,	
City:	TOKYO	
State/Country:	JAPAN	
Postal Code:	145-8501	
PROPERTY NUMBERS Total: 30		
Property Type	Number	
Patent Number:	8395383	
Patent Number:	8399783	
Patent Number:	8400262	
Patent Number:	8400333	
Patent Number:	8410893	
Patent Number:	8418557	
Patent Number:	8437107	
Patent Number:	8459116	
Patent Number:	8461835	
Patent Number:	8465859	
Patent Number:	8476542	
Patent Number:	8476899	
Patent Number:	8482840	
Patent Number:	8487612	
Patent Number:	8493677	
Patent Number:	8509689	
Patent Number:	8516906	
Patent Number:	8517408	
Patent Number:	8519704	
Patent Number:	8519723	

PATENT

Property Type	Number
Patent Number:	8530767
Patent Number:	8530770
Patent Number:	8535789
Patent Number:	8546707
Patent Number:	8546948
Patent Number:	8550732
Patent Number:	8552513
Patent Number:	8552794
Patent Number:	8564250
Patent Number:	8567255

CORRESPONDENCE DATA

Fax Number: (202)797-8188

Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.

Phone: 202 797 4181

Email: IPUSA@IPUSAPAT.COM, ips@itohpat.co.jp

Correspondent Name: IPUSA, P.L.L.C

Address Line 1: 1054 31ST STREET, N.W.

Address Line 2: SUITE 400

Address Line 4: WASHINGTON, D.C. 20007

ATTORNEY DOCKET NUMBER: AS511-540

NAME OF SUBMITTER: YUSUKE ARIMA

SIGNATURE: /Yusuke Arima/

DATE SIGNED: 02/01/2019

Total Attachments: 21

source=CopyofOfficialDocument#page1.tif

source=CopyofOfficialDocument#page2.tif

source=CopyofOfficialDocument#page3.tif

source=CopyofOfficialDocument#page4.tif

source=CopyofOfficialDocument#page5.tif

source=CopyofOfficialDocument#page6.tif

source=CopyofOfficialDocument#page7.tif

source=CopyofOfficialDocument#page8.tif

source=CopyofOfficialDocument#page9.tif

source=CopyofOfficialDocument#page10.tif

source=CopyofOfficialDocument#page11.tif

source=CopyofOfficialDocument#page12.tif

source=CopyofOfficialDocument#page13.tif

source=CopyofOfficialDocument#page14.tif

source=CopyofOfficialDocument#page15.tif

source=CopyofOfficialDocument#page16.tif

source=CopyofOfficialDocument#page17.tif

source=CopyofOfficialDocument#page18.tif

source=CopyofOfficialDocument#page19.tif

source=CopyofOfficialDocument#page20.tif

source=CopyofOfficialDocument#page21.tif

VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Tadashige ITOH, a Patent Attorney of Tokyo, Japan having my office at 16th Floor, Marunouchi MY PLAZA (Meiji Yasuda Seimei Building), 1-1, Marunouchi 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005 Japan do solemnly and sincerely declare that the partial English-language translations in the attached document are correct, true and faithful translations to the best of my knowledge and belief.

Dated January 29, 2019



Tadashige ITOH

Patent Attorney

ITOH International Patent Office

16th Floor, Marunouchi MY

PLAZA (Meiji Yasuda Seimei

Building), 1-1, Marunouchi

2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo

100-0005 Japan

[Partial English Translation of Official Document Certifying Name Change]

Certification of Current Record

1-7, Yukigaya-otsukamachi, Ota-ku, Tokyo
ALPS ALPINE CO., LTD.

Corporate Registration No.	0108-01-000723	
Corporate Name	<u>ALPS ELECTRIC CO., LTD.</u>	
	ALPS ALPINE CO., LTD.	1/1/2019 Changed
		1/7/2019 Registered
Head Office	1-7, Yukigaya-otsukamachi, Ota-ku, Tokyo	
Publicity Method	Performed in an electronic public notice. http://www.alpsalpine.com/j/ir/announce.html However, it is performed in Nihon Keizai Newspaper when the electronic public notice is impossible due to an accident or any other reason.	1/7/2019 Changed
		1/7/2019 Registered
Corporate Establishment Date	11/1/1948	

[Translation omitted]

This document certifies all of the items registered at the Corporate Registry.

1/21/2019
Tokyo Legal Affairs Bureau Jyo-nan Branch
Registrar: Akira Takano (Seal)

現在事項全部証明書

東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプスアルパイン株式会社

会社法人等番号	0108-01-000723	
商号	アルプス電気株式会社	
	アルプスアルパイン株式会社	平成31年 1月 1日変更 平成31年 1月 7日登記
本店	東京都大田区雪谷大塚町1番7号	
公告をする方法	電子公告により行う https://www.alpsalpine.com/j/ir/announce.html 事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	平成31年 1月 7日変更 平成31年 1月 7日登記
会社成立の年月日	昭和23年11月1日	
目的	当会社は次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。 1. 電子および電気機械器具、同部品ならびに同材料の製造販売 2. 情報通信機器、事務機器、精密機器、光学機器、医療機器、計測機器、制御機器、発電用・送電用・配電用電気機器、産業用電気機器に使用される部分品、部品および材料の製造販売 3. 自動車その他の輸送用機器に使用される部分品および部品の製造販売 4. 録音・録画および同再生装置ならびに音響機械器具の製造販売 5. 自動車用および事務用電子応用機械器具の製造販売 6. 送信および受信用電気機械器具の製造販売 7. ソフトウェアの開発・販売および輸出入ならびに情報処理サービスの提供 8. 前各号に附帯する製造機械器具、製造装置および製造システムプラントの製造販売および賃貸 9. 前各号に附帯する製造技術および加工技術その他サービスの提供ならびに前各号に関連する知的財産の販売および実施許諾 10. 厚生、医療、スポーツ、教養、娯楽に関する施設の運営ならびにこれらに関する事業 11. 運輸・倉庫業およびこれらに関連するサービス業 12. 前各号に附帯する投資、調査、研究開発、コンサルティング、不動産の賃貸借および管理、労働者派遣事業、有償職業紹介事業ならびに人材開発に関する事業 13. 前各号に附帯する一切の業務 平成31年 1月 1日変更 平成31年 1月 7日登記	

東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプスアルパイン株式会社

単元株式数	100株	平成17年 8月 1日変更
		平成17年 8月 1日登記
発行可能株式総数	5億株	平成15年 6月27日変更
		平成15年 7月10日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2億1928万1450株	平成31年 1月 1日変更
		平成31年 1月 7日登記
資本金の額	金387億3030万5004円	平成28年 3月31日変更
		平成28年 4月12日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社本店 平成17年10月 1日変更 平成17年10月 3日登記	
役員に関する事項	取締役 栗山 年 弘	平成31年 1月 1日就任
		平成31年 1月 7日登記
	取締役 米谷 信彦	平成31年 1月 1日就任
		平成31年 1月 7日登記
	取締役 木 本 隆	平成31年 1月 1日就任
		平成31年 1月 7日登記
	取締役 遠藤 浩一	平成31年 1月 1日就任
		平成31年 1月 7日登記
	取締役 氣賀 洋一郎	平成31年 1月 1日就任
		平成31年 1月 7日登記
	取締役 木下 聡	平成31年 1月 1日就任
	(社外取締役)	平成31年 1月 7日登記
	取締役・監査等 梅原 潤一 委員	平成31年 1月 1日就任
		平成31年 1月 7日登記
	取締役・監査等 前田 眞二 委員	平成31年 1月 1日就任
		平成31年 1月 7日登記

東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプスアルパイン株式会社

	取締役・監査等 飯 田 隆 委員 (社外取締役)	平成31年 1月 1日就任 平成31年 1月 7日登記
	取締役・監査等 長 谷 川 聡 子 委員 (社外取締役)	平成31年 1月 1日就任 平成31年 1月 7日登記
	取締役・監査等 中 矢 一 也 委員 (社外取締役)	平成31年 1月 1日就任 平成31年 1月 7日登記
	取締役・監査等 東 葭 葉 子 委員 (社外取締役)	平成31年 1月 1日就任 平成31年 1月 7日登記
	東京都江東区豊洲三丁目6番5-3210号 代表取締役 栗 山 年 弘	平成31年 1月 7日就任 平成31年 1月 7日登記
	福島県いわき市中央台鹿島一丁目22番地の9 代表取締役 米 谷 信 彦	平成31年 1月 7日就任 平成31年 1月 7日登記
	会計監査人 EY新日本有限責任監査法人	平成30年 6月22日重任 平成30年 7月20日登記 平成30年 7月 1日新日本有限責任監査法人の名称変更 平成30年 7月20日登記
	取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 平成31年 1月 1日設定 平成31年 1月 7日登記
	非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。 平成28年 6月23日変更 平成28年 7月28日登記
	支 店	1 大阪府吹田市泉町三丁目18番14号

新株予約権

アルプス電気株式会社第1回新株予約権

新株予約権の数

230個

平成30年 6月29日変更 平成30年 8月28日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 2万3000株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成30年 6月29日変更 平成30年 8月28日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

各新株予約権の払込金額は、新株予約権1個当たり141,500円（1株当たり1,415円）とする。

なお、当該価額は、新株予約権の公正価格であり、会社法第246条第2項の規定に基づき、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年7月29日から平成26年7月28日とする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の監査等委員でない取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株

予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
③新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

平成31年 1月 1日変更 平成31年 1月 7日登記
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成26年 7月28日発行

平成26年 8月20日登記

アルプス電気株式会社第2回新株予約権

新株予約権の数

104個

平成30年 6月29日変更 平成30年 8月28日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 1万400株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成30年 6月29日変更 平成30年 8月28日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した金額とする。なお、当該価額は、新株予約権の公正価額であり、会社法第246条第2項の規定に基づき、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成27年7月27日から平成67年7月26日までとする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の監査等委員でない取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。

平成31年 1月 1日変更 平成31年 1月 7日登記
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成27年 7月24日発行

平成27年 9月18日登記

アルプス電気株式会社第3回新株予約権

新株予約権の数

226個

平成30年 6月29日変更 平成30年 8月28日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 2万2600株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成30年 6月29日変更 平成30年 8月28日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・シヨールズ・モデルに基づき算出した金額とする。なお、当該価額は、新株予約権の公正価額であり、会社法第246条第2項の規定に基づき、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成28年7月22日から平成68年7月21日までとする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の監査等委員でない取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。

平成31年 1月 1日変更 平成31年 1月 7日登記
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成28年 7月21日発行

平成28年 8月29日登記

アルプス電気株式会社第4回新株予約権

新株予約権の数

160個

平成30年 6月29日変更 平成30年 8月28日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 1万6000株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。
なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

平成30年 6月29日変更 平成30年 8月28日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ソールズ・モデルに基づき算出した金額とする。なお、当該価額は、新株予約権の公正価額であり、会社法第246条第2項の規定に基づき、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成29年7月25日から平成69年7月24日までとする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の監査等委員でない取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

平成31年 1月 1日変更 平成31年 1月 7日登記
当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成29年 7月24日発行

平成29年 8月16日登記

アルプス電気株式会社第5回新株予約権
新株予約権の数
190個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 1万9000株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行つた場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算出した金額とする。なお、当該価額は、新株予約権の公正価額であり、会社法第246条第2項の規定に基づき、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成30年7月26日から平成70年7月25日までとする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社の監査等委員でない取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日間以内（10日目日が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

平成31年 1月 1日変更 平成31年 1月 7日登記

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成30年 7月25日発行

平成30年 8月28日登記

アルプスアルパイン株式会社第6回新株予約権

新株予約権の数

78個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 5304株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は68株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成31年1月1日から平成66年8月5日までとする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、アルパイン株式会社の取締役（非業務執行取締役、監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成31年 1月 1日発行

平成31年 1月 7日登記

アルプスアルパイン株式会社第7回新株予約権

新株予約権の数

68個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 4624株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は68株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨て

るものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成31年1月1日から平成67年8月4日までとする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、アルパイン株式会社の取締役（非業務執行取締役、監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成 31 年 1 月 1 日発行

平成 31 年 1 月 7 日登記

アルプスアルパイン株式会社第 8 回新株予約権

新株予約権の数

227 個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 1 万 5 千 4 百 3 6 株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 68 株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株あたりの行使価額

を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権を行使することができる期間
平成31年1月1日から平成68年7月19日までとする。

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、アルパイン株式会社の取締役（非業務執行取締役、監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- ②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- ③新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。
- ④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成31年 1月 1日発行

平成31年 1月 7日登記

アルプスアルパイン株式会社第9回新株予約権

新株予約権の数

172個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 1万1696株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は68株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数につ

いて行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成31年1月1日から平成69年7月20日までとする。

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、アルパイン株式会社の取締役（非業務執行取締役、監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

平成31年 1月 1日発行

平成31年 1月 7日登記

アルプスアルパイン株式会社第10回新株予約権

新株予約権の数

160個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 1万880株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は68株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額

	を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。 新株予約権を行使することができる期間 平成31年1月1日から平成70年7月23日までとする。 新株予約権の行使の条件 ①新株予約権者は、アルパイン株式会社の取締役（非業務執行取締役、監査等委員である取締役を除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。 ②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。 ③新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。 ④新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。 ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案 ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案 ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案	
	平成31年 1月 1日発行	
	平成31年 1月 7日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査等委員会設置会社に関する事項	監査等委員会設置会社 平成28年 6月23日設定	平成28年 7月28日登記
重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する事項	重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある。 平成28年 6月23日設定 平成28年 7月28日登記	

東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプスアルパイン株式会社

会計監査人設置会
社に関する事項

会計監査人設置会社

平成18年 7月12日登記

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明
した書面である。

平成31年 1月21日
東京法務局城南出張所
登記官

高 野 晃



整理番号 ア229364

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す

19/19

PATENT

RECORDED: 02/01/2019

REEL: 048209 FRAME: 0578